

個人情報保護法施行後 1 年間の 実態と今後の検討課題

主席研究員 松野 篤

目 次

1. はじめに
2. 個人情報保護法と関連法規の概要
 - (1) 個人情報保護法制定の背景
 - (2) 個人情報保護法の概要
 - (3) 個人情報保護法基本方針
 - (4) 金融庁ガイドライン
 - (5) 損保指針
3. 個人情報保護法施行状況の概要
 - (1) 内閣府による実態調査
 - (2) 国民生活センターによる実態調査
 - (3) 損害保険協会による実態調査
4. 今後の検討課題
 - (1) 国民生活審議会における検討
 - (2) 日本弁護士連合会の意見書
 - (3) 情報漏洩罪
5. おわりに

1. はじめに

「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」）は 2005 年 4 月 1 日に全面施行された。その後約 1 年半が経過したが、個人情報取扱事業者による情報漏洩が後を絶たない実態や、各方面で名簿が作成されなくなった実態などを考えると、個人情報保護法には、なお検討すべき課題があると思われる。

本レポートでは個人情報保護法と関連法規の概要を紹介後、内閣府が 2006 年 6 月にまとめた「平成 17 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」を中心に個人情報保護法全面施行後 1 年間の実態を紹介する。また、国民生活審議会個人情報保護部会での検討を中心に、個人情報保護法の今後の検討課題を紹介する。

2. 個人情報保護法と関連法規の概要

(1) 個人情報保護法制定の背景

個人情報保護法制定の背景には、国内的なものと同国際的なものがあった。国内的なものは、公的部門、民間部門双方において、コンピューターやネットワークを利用した大量の個人情報処理が行われている一方で、個人情報の大規模な流出や、個人情報の売買などの事件が生じ、国民のプライバシーに関する不安が高まり、安全管理を始めとする企業の個人情報保護の取組みへの要請が高まったことが挙げられる。

国際的なものは、1980 年に経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development : 以下「OECD」）の「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」において、個人情報保護の指針（以下「OECD8 原則」、図表 1 参照）が示され、その後、OECD 加盟各国において個人情報保護に関する法律の制定が進んだことから、わが国としても法制の整備と運用が求められたことが挙げられる。とりわけ欧州では、1993 年に欧州連合（European Union : 以下「EU」）が発足し、1995 年に EU 加盟各国の個人情報保護法制の整合と、域内における情報の自由な流通を確保するため、EU の個人データ保護指令¹が採択され、1998 年 10 月までに加盟各国の個人情報保護を目的とした国内法の整備を行うことを求められると、加盟各国で個人情報保護の法律の制定が進んだ²。

¹正式名称は、「個人データ処理に係る個人の保護および当該データの自由な移転に関する 1995 年 10 月 24 日付欧州議会および閣僚理事会指令 95/46/EC : Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data」である。

²もっとも、基盤となる法制度が異なることから各国における国内法整備に時間がかかり、当初の履行期限までに国内法の整備を終え、法律を施行した国はギリシャ、イタリア、スウェーデン、及びイギリスの 4 カ国であった。現在では、ほとんどの加盟国が法整備を完了させている。

EU の個人データ保護指令においては、EU 加盟国から EU 以外の第三国に対する個人情報の移転は原則として第三国が適切な保護水準を保証している場合のみ許されると規定している³。この規定は結果的に、EU 加盟国のみならず、移転の対象となる第三国にも適切な個人情報保護水準の整備を求めるもので、欧州で事業展開する日本企業にとっても影響が大きいことから、わが国における個人情報保護法の制定を後押しするものとなった。

図表 1 OECD8 原則と個人情報保護法の対応

OECD8 原則	個人情報保護法
○目的明確化の原則 収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致すべき ○利用制限の原則 データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用使用してはならない	○利用目的をできる限り特定しなければならない (15 条) ○利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない (16 条) ○本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない (23 条)
○収集制限の原則 適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知または同意を得て収集されるべき	○偽りその他不正の手段により取得してはならない (17 条)
○データ内容の原則 利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき	○正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない (19 条)
○安全保護の原則 合理的安全保障措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき	○安全管理のために必要な措置を講じなければならない (20 条) ○従業者・委託先に対する必要な監督を行わなければならない (21、22 条)
○公開の原則 データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示すべき ○個人参加の原則 自己に関するデータの所在および内容を確認させ、または意義申し立てを保証すべき	○取得したときは利用目的を通知または公表しなければならない(18 条) ○利用目的等を本人の知り得る状態に置かななければならない (24 条) ○本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない (25 条) ○本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない (26 条) ○本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない (27 条)
○責任の原則 管理者は諸原則実施の責任を有する	○苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない (31 条)

(出典：内閣府首相官邸ウェブサイト)

³「加盟国は、処理されている、または移転後に処理が予定されている個人データの第三国への移転は、当該第三国が十分なレベルの保護措置を確保している場合に限って行うことができることを定めなければならない」(EU 個人データ保護指令 25 条 1 項)。

(2) 個人情報保護法の概要

以上のような背景から、1999年11月に高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会が、「我が国における個人情報保護システムの在り方について(中間報告)」で、個人情報保護システムの中核となる基本原則等確立のため全分野を包括する基本法制定が必要との報告をまとめた。翌2000年10月には高度情報通信社会推進本部個人情報保護法制化専門委員会が「個人情報保護基本法制に関する大綱」をまとめ、2001年3月には「個人情報の保護に関する法律案」が、第151回国会に提出されている。

その後、与党三党による修正を経て、2004年5月30日に現在の形で公布された。施行は段階的に行われ、個人情報保護法の目的、基本理念、基本方針の策定といった根幹部分、国・地方の責務、国地方の施策等、行政機関における個人情報保護等が規定された前半の第1章～第3章は公布と同日の2004年5月30日に部分施行された。

民間業者における個人情報保護、罰則などが規定された後半の第4章～第6章は2005年4月1日に部分施行され、この時点で個人情報保護法は全面施行となった。

また、「個人情報の保護に関する法律施行令」(以下「個人情報保護法施行令」)は2004年12月10日に公布・部分施行され、2005年4月1日に全面施行された。

個人情報保護法の施行にあたり、内閣府が公表した資料による個人情報保護法の概要は図表2のとおりである。

図表2 個人情報保護法の概要

第1章 総則
1 目的 (1条) 高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大 → 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護
2 定義 (2条) 「個人情報」...生存する個人に関する情報(識別可能情報) 「個人情報データベース等」...個人情報を含む情報の集合物(検索が可能なもの。一定のマニュアル処理情報を含む) 「個人情報取扱事業者」...個人情報データベース等を事業の用に供している者(国、地方公共団体等のほか、取り扱う個人情報が少ない等の一定の者を除く) 「個人データ」...個人情報データベース等を構成する個人情報 「保有個人データ」...個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ
3 基本理念 (3条) 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければならない。
第2章 国および地方公共団体の責務
1 国および地方公共団体の責務 (4条、5条)
2 法制上の措置等 (6条) <ul style="list-style-type: none">・ 国の行政機関、独立行政法人等の保有する個人情報についての法制上の措置等・ 個人情報の性質および利用方法にかんがみ、適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報についての法制上の措置等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第1節 個人情報の保護に関する基本方針（7条）

- ・ 施策の総合的・一体的推進を図るための基本方針を国民生活審議会の意見を聴いた上で閣議決定

第2節 国の施策（8条～10条）

- ・ 地方公共団体等への支援、苦情処理のための必要な措置等

第3節 地方公共団体の施策（11条～13条）

- ・ 地方公共団体の保有する個人情報についての必要な措置
- ・ 区域内の事業者および住民への支援、苦情処理のあっせん等の必要な措置

第4節 国および地方公共団体の協力（14条）

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第1節 個人情報取扱事業者の義務 ※ 必要に応じて一定の適用除外を規定

(1) 利用目的の特定、利用目的による制限（15条、16条）

- ・ 個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定
- ・ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止

(2) 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等（17条、18条）

- ・ 偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止
- ・ 個人情報を取得した際の利用目的の通知または公表
- ・ 本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示
- ・ 利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保

(3) データ内容の正確性の確保（19条）

(4) 安全管理措置、従業者・委託先の監督（20条～22条）

- ・ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督

(5) 第三者提供の制限（23条）

- ・ 本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止
- ・ 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等しているときは、第三者提供が可能
- ・ 委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合（共同利用する旨その他一定の事項を通知等している場合）は第三者提供とみなさない

(6) 公表等、開示、訂正等、利用停止等（24条～27条）

- ・ 保有個人データの利用目的、開示等に必要かつ適切な手続等についての公表等
- ・ 保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、訂正等、利用停止等

(7) 苦情の処理（31条）

- ・ 個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理

(8) 主務大臣の関与（32条～35条）

- ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収、必要な助言
- ・ 個人情報取扱事業者が義務規定（努力義務を除く）に違反し、個人の権利利益保護のため必要がある場合における勧告、勧告に従わない一定の場合の命令等
- ・ 主務大臣の権限の行使の制限（表現、学問、信教、政治活動の自由）

(9) 主務大臣（36条）

- ・ 個人情報取扱事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

第2節 民間団体による個人情報の保護の推進

(1) 団体の認定（37条）、対象事業者（41条）

- ・ 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、苦情の処

理等を行おうとする団体の認定

- ・ 認定団体による対象事業者（団体の構成員等）の氏名または名称の公表

(2) 個人情報保護指針（43条）

- ・ 認定団体による個人情報保護指針の作成・公表

(3) 主務大臣の関与（46条～48条）

- ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収
- ・ 業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更等についての命令
- ・ 認定基準に適合しなくなった場合、命令に従わない場合等における認定取消し

(4) 主務大臣（49条）

- ・ 対象事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

第5章 雑則

- ・ 報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関等、宗教団体、政治団体については、第4章の適用を除外（50条1項）
 - ・ これらの主体は、安全管理、苦情処理等のために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表するよう努力（50条1項）
- ※この他、権限または事務の委任、施行の状況の公表等について規定

第6章 罰則

- ・ 個人情報取扱事業者が主務大臣の命令に違反した場合等における罰則（56条～59条）

附則

- ・ 公布の日（平成15年5月30日）から施行。第4章から第6章までの規定は、公布後2年以内に施行（附則1条）
- ・ 経過措置（附則2条～6条）
- ・ 内閣府の所掌事務等に本法施行関係の事務を追加（附則7条）

（出典：内閣府首相官邸ウェブサイト）

(3) 個人情報保護法基本方針

個人情報保護法7条1項では「政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針を定めなければならない」と定められており、これにもとづき、2005年4月2日に「個人情報の保護に関する基本方針」（以下「個人情報保護法基本方針」）が閣議決定された。

個人情報保護法基本方針は、個人情報保護法に関する施策推進の基本的な方向、国、地方公共団体、個人情報取扱事業者等が講ずべき措置の方向性を規定している。要旨は次のとおりである。

- 個人情報保護法53条1項にもとづき、報告の徴収、助言等の規定の実施の状況他、事業当分野におけるガイドライン等の策定および実施の状況、認定個人

情報保護団体における苦情の処理等の取組み状況について内閣府に報告する。

- 分野ごとのガイドラインの策定、情報の提供、助言の支援の他、特に取り扱いの厳格な実施を確保する必要がある、医療、金融・信用、情報通信等の分野については、個人情報保護のための格別の措置を分野ごとに早急に検討し、個人情報保護法の全面施行前までに一定の結論を得る。
- 個人情報取扱事業者は、個人情報保護法の規定に従うほか、各省庁のガイドライン等に則し、個人情報の保護に主体的に取り組む。
- 個人情報取扱事業者において、個人情報の漏洩事案が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要である。
- 内閣府は、経済・社会事情の変化に応じた基本方針の見直しに当たり、国民生活審議会の意見を聴くほか、法の施行状況について法の施行後3年を目安として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(4) 金融庁ガイドライン

金融庁は、個人情報保護法、個人情報保護法施行令、個人情報保護法基本方針にもとづき、金融分野における個人情報保護のあり方について2004年1月以降、金融審議会金融分科会特別部会において審議を行い、2004年11月に「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(以下「金融庁ガイドライン」)、2004年12月に「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置についての実務指針」(以下「金融庁実務指針」)を策定した。図表3は金融庁ガイドラインの概要である。

図表3 金融庁ガイドラインの概要

(1) ガイドラインの目的

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」は金融分野における個人情報取扱事業者が、個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、以下のことを目的としています。

- ① 事業者が講ずべき措置の有効かつ適切な実施を図るための個人情報保護法の解釈指針を定める(個人情報保護法第8条に基づく措置)とともに、
- ② 金融分野における個人情報の特性および利用方法にかんがみ、事業者において個人情報の取扱いに関して特に厳格な実施が求められる事項を定める(個人情報保護法第6条に基づく措置)。

(2) 金融分野の個人情報の特性および利用方法に対応した措置

金融分野の個人情報の取扱いにあたっては、以下の情報の特性および利用方法に留意した

対応が求められます。

- ① 個人生活に係る情報が半ば強制的に事業者を取得され、利用されるという「情報の特性」
 - ② 経済的価値が高く、漏洩等による不正利得のおそれ大きいという「情報の特性」
 - ③ グループおよび個人信用情報機関等における広範な情報共有が行われるという「情報の利用方法」
 - ④ 顧客の継続的資産・負債の管理および運用に利用されるという「情報の利用方法」
- こうした金融分野の個人情報の特性および利用方法に対応し、本ガイドラインにおいては、

- ・ 門地、病歴等の機微（センシティブ）情報の取得等の原則禁止
 - ・ 生体認証情報の取得等は本人同意に基づく本人確認目的の場合に限定
 - ・ 個人情報保護宣言の策定・公表
 - ・ 与信事業における個人情報利用目的の同意取得
 - ・ 漏洩等事故発生時における監督当局および被害者への通報等
 - ・ 個人信用情報機関への情報提供にあたっての本人同意の取得
 - ・ 保有個人データの保存期間の設定、期間経過後の消去
 - ・ 本人からの訂正等の申し出に応じない場合の根拠の明示
- 等の特に厳格な個人情報取扱いのための措置（努力義務）を定めています。

(3)金融分野における個人情報保護に向けて金融庁が講ずる措置

金融庁においては、金融分野の個人情報の特性および利用方法にかんがみ、金融分野の個人情報取扱事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、本ガイドライン案を策定するとともに、以下の対応を進めます。

- ① 個人情報の取扱いに関して講じられる安全管理措置（事業者および委託先の監督を含む）については、本ガイドライン第 10 条から第 12 条において、その基本的な措置事項を示したところですが、本ガイドラインとは別個に、情報処理技術の現状等を踏まえて、事業者の安全管理の取組みとして求められる措置内容を示すこととし、引き続き検討を行うこととします。
(注) 事業者に求められる措置内容を適切に実施するための具体的な手法については、各種団体における手引きの作成等の自主的な取組みの支援を行う。
- ② 個人情報保護法に定める認定個人情報保護団体制度について、当該団体認定の認定基準の在り方を検討するとともに、当該団体に期待される「対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務」についても検討することとします。
- ③ 金融分野における個人情報の保護の実効性を確保するための事項に関し、法制上の措置が必要であるかどうかを検討しつつ、各事業者の業法に基づく検査・監督上の対応等の検討を行うこととします。
- ④ 個人情報保護に向けた各分野に共通する事項や他分野の取組みに関連し、金融分野の個人情報の実効性を確保するため、検討し措置すべき事項がないかを引き続き検討することとします。

(出典：金融庁ウェブサイト)

また、金融庁は、個人情報保護法 37 条にもとづき、図表 4 に記載の 8 団体を認定個人情報保護団体として認定している。

認定個人情報保護団体は、対象の個人情報取扱事業者（以下「対象事業者」）による苦情処理の取組を補完し、苦情の自主的な解決を図るため、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、ガイドライン等の作成・公表、対象事業者への情報提供などの業務を行う。

図表 4 金融庁認定の認定個人情報保護団体

対象事業等	名称	認定年月日	対象事業者数
証券業	認定法人 日本証券業協会	2005年4月1日	508
保険業	社団法人 生命保険協会	2005年4月1日	38
保険業	社団法人 日本損害保険協会	2005年4月1日	24
銀行業	全国銀行個人情報保護協議会	2005年4月15日	247
信託業	社団法人 信託協会	2005年4月15日	48
投資信託委託業	社団法人 投資信託協会	2005年7月1日	114
証券投資顧問業	社団法人 日本証券投資顧問業協会	2005年7月1日	250

(注) 2006年8月末現在

(出典：内閣府「平成17年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」より抜粋)

(5) 損保指針

社団法人日本損害保険協会（以下「損害保険協会」）は、1989年に財団法人金融情報システムセンターが作成した「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」にもとづき、「損害保険業における個人データ保護について」を作成したが、個人情報保護法の公布後、内容を全面改訂し、2005年2月に「損害保険会社に係る個人情報保護指針」（以下「損保指針」）を策定した。

損保指針は、個人情報保護法、金融庁ガイドライン等にもとづき、損害保険会社が事業の遂行にあたり、個人情報を取り扱う際に開示すべき利用目的、講ずべき安全管理のための措置、その他の事項の具体的な基準を定め、損害保険会社の個人情報の適正な取り扱いを確保することを目的としたものである。損害保険会社における安全管理措置の具体的内容については別途、「損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針」（以下「損保実務指針」）を定めている。

損害保険協会は、2005年4月に金融庁より認定個人情報保護団体として認定を受けており、2006年8月末における対象事業者は、日本損害保険協会加盟の22社に、損害保険料率算出機構、および損害保険契約者保護機構を加えた24事業者である。

対象事業者（損害保険会社等）は損保実務指針に従い、自社の個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を個人情報保護宣言として策定し、公表している。

3. 個人情報保護法施行状況の概要

個人情報保護法53条1項では、内閣総理大臣は関連する行政機関の長に対し、個人情報保護法の施行状況について報告を求めると規定されている。さらに個人情報保護法53条2項では、内閣総理大臣は毎年度53条1項の報告を取りまとめ、その概要を報告することとなっている。

2005年度分の内閣府からの報告は、2006年6月に「平成17年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」としてまとめられた。以下、この内容を中心に、個人情報保護法施行後の実態を紹介する。

(1) 内閣府による実態調査

a. 苦情相談件数

2005年度に、地方公共団体、および、国民生活センターに寄せられた、個人情報保護に関する苦情相談件数は 14,028 件であった。このうち、地方公共団体の消費生活センターに寄せられた苦情は 11,382 件と全体の 81.1%を占めている。

事業分野別では、図表 5 のとおり、医療、金融・信用、情報通信の、特に適正な取扱いを確保すべき個別分野が 4,046 件と全体の 28.8%を占めた。

図表 5 事業分野別の苦情相談件数（2005 年度）（単位：件、%）

事業分野	件数	割合
特に適正な取扱いを確保すべき個別分野	4,046	28.8%
医療	342	2.4%
金融・信用	1,734	12.4%
情報通信	1,970	14.0%
その他の事業分野	5,375	38.3%
不明	4,767	34.0%
合計（重複分除く）	14,028	100.0%

（出典：内閣府「平成 17 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」）

苦情の相談内容は、不適正な取得に関するものが 47.7%と一番多く、漏洩・紛失が 24.5%、同意のない提供が 15.6%と次いでいる（図表 6 参照）。

図表 6 苦情の相談内容（2005 年度）（単位：件、%）

相談内容	件数	割合
不適正な取得	6,691	47.7%
漏洩・紛失	3,434	24.5%
同意のない提供	2,194	15.6%
目的外利用	1,702	12.1%
開示等	886	6.3%
苦情等の窓口対応	718	5.1%
情報内容の誤り	266	1.9%
委託先の監督	205	1.5%
オプトアウト違反	98	0.7%
その他	2,077	14.8%
合計（重複分除く）	14,028	100.0%

（出典：内閣府「平成 17 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」、国民生活センター「個人情報保護法施行後 1 年間の相談概要について」をもとに当研究所にて作成）

寄せられた苦情 14,028 件のほとんどは、指導・助言（75.6%）、その他の情報提供（16.5%）により解決している（図表 7 参照）。

図表 7 相談の内処理結果（2005 年度）（単位：件、%）

処理結果の種類	件数	割合
指導・助言	10,607	75.6%
その他の情報提供	2,316	16.5%
他機関紹介	489	3.5%
あっせん解決	374	2.7%
あっせん不調	25	0.2%
処理不能	80	0.6%
修理不要	137	1.0%
不明	0	0.0%
合計（重複分除く）	14,028	100.0%

（注 1）表中の「指導・助言」は、自主交渉による解決の可能性のある相談について、自主解決の方法をアドバイスしたものを指す。

（注 2）表中の「その他情報提供」は、あっせん以外の処理で、「指導・助言」に該当しないものを指す。

（出典：内閣府「平成 17 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」）

b. 個人情報の漏洩

個人情報保護法基本方針では、個人情報取扱事業者は、個人情報の漏洩事案が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要とされている。

2005 年度に個人情報取扱事業者が公表した個人情報の漏洩事案は 1,556 件あった。図表 8 のとおり、これを漏洩した人数別に見ると 500 人以下の漏洩事案が 71.6%、501 人以上 5,000 人以下の漏洩事案が 14.1%である。したがって 5,000 人以下の漏洩事案は全体の 85.7%となる。

図表 8 漏洩した人数（2005 年度）（単位：件、%）

漏洩した人数	件数	割合
500 人以下	1,114	71.6%
501～5,000 人	220	14.1%
5,001～50,000 人	167	10.7%
50,001 人以上	37	2.4%
不明	18	1.2%
合計	1,556	100.0%

（注）「割合」は漏洩事案全体（1,556 件）に対する割合

（出典：内閣府「平成 17 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」）

1,556 件の漏洩事案の個人情報の種類について、顧客情報、従業員情報、その他の情報別にみると、図表 9 のとおり、顧客情報の漏洩が 98.4%と圧倒的である。

また、基本情報（氏名、生年月日、性別、住所）のみが漏洩した事案は、漏洩事案全体の 7.2%であり、ほとんどの漏洩事案では、基本情報と、電話番号、口座番号、メールアドレス、クレジットカード番号等の付加的情報が同時に漏洩している。

図表 9 漏洩した人数（2005 年度）

（単位：件、%）

所管省庁名	件数		漏洩した情報の種類					
			顧客情報		従業員情報		その他の情報	
	うち基本 情報のみ		うち基本 情報のみ		うち基本 情報のみ		うち基本 情報のみ	
金融庁	607	33	602	39	0	0	5	0
国家公安委員会	1	0	1	0	1	0	0	0
総務省	104	14	98	14	11	2	7	0
法務省	3	0	3	0	0	0	0	0
外務省	1	0	0	0	0	0	1	0
財務省	6	0	6	0	0	0	0	0
文部科学省	13	0	13	0	0	0	0	0
厚生労働省	69	7	58	13	17	1	3	1
農林水産省	89	2	87	2	2	0	1	0
経済産業省	610	40	599	37	22	0	7	0
国土交通省	204	22	202	22	9	0	1	0
合計 (重複分を除く)	1,556 (100.0%)	112 (7.2%)	1,531 (98.4%)	112 (7.2%)	51 (3.3%)	3 (0.2%)	22 (1.4%)	1 (0.1%)

（注 1）「基本情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所を指す。

（注 2）一つの事案で複数の情報が漏洩等した場合は、すべての項目について記入。

（注 3）合計欄の（）内は、全体の件数に対する割合を示す。

（注 4）表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏洩した事案の件数（内数）および漏洩事案全体に対する割合。

（出典：内閣府「平成 17 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」）

個人情報の漏洩事案を漏洩元別に見ると、図表 10 のとおり、個人情報取扱事業者から漏洩した事案が 76.2%、情報の委託先から漏洩した事案が 23.0%であった。

次に漏洩事案を実際の漏洩に関わった者別に見ると、従業員が 78.7%、第三者が 17.2%であった。さらに、漏洩の原因を見ると、従業員の漏洩事案 1,225 件のうち、意図的な漏洩は 10 件（漏洩全体の 0.6%、従業員漏洩事案の 0.8%に相当）であり、第三者による漏洩事案 268 件のうち、意図的な漏洩事案は 235 件（漏洩全体の 15.1%、第三者の漏洩事案の 87.7%に相当）であった。

図表 10 漏洩元・漏洩した者 (2005 年度)

(単位：件、%)

漏えい元 漏えいした者	従業者				第三者			その他	不明	合計
	意図的	不注意	不明	計	意図的	不明	計			
事業者	8 (0.5%)	906 (58.2%)	24 (1.5%)	938 (60.3%)	182 (11.7%)	29 (1.9%)	211 (13.6%)	8 (0.5%)	29 (1.9%)	1,186 (76.2%)
委託者	2 (0.1%)	278 (17.9%)	7 (0.4%)	287 (18.4%)	53 (3.4%)	4 (0.3%)	57 (3.7%)	1 (0.1%)	13 (0.8%)	358 (23.0%)
不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12 (0.8%)
合計	10 (0.6%)	1,184 (76.1%)	31 (2.0%)	1,225 (78.7%)	235 (15.1%)	33 (2.1%)	268 (17.2%)	9 (0.6%)	42 (2.7%)	1,556 (100.0%)

(注) () 内は、漏洩事案全体 (1,556 件) に対する割合。

(出典：内閣府「平成 17 年度個人情報保護に関する法律施行状況の概要」)

c. 主務大臣による権限の行使

個人情報保護法において、主務大臣は個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができ (個人情報保護法 32 条)、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる (同 34 条)。さらに規定による報告をしない、または虚偽の報告をした者には、30 万円以下の罰金を処することができる (同 56 条)。

2005 年度の主務大臣による権限行使の状況は図表 11 のとおり、報告の徴収 50 件、勧告 1 件であった⁴。

図表 11 主務大臣による権限行使の状況

(単位：件)

主務大臣名	報告・勧告別		個人情報保護法条文別	
金融庁長官 (注 1)	報告の徴収	2 件	第 20 条 (安全管理措置)	3 件
	勧告	1 件	第 21 条 (従業者の監督)	3 件
総務大臣	報告の徴収	48 件	第 21 条 (従業者の監督)	22 件
			第 22 条 (委託先の監督)	26 件
厚生労働大臣	報告の徴収	1 件	第 20 条 (安全管理措置)	1 件
			第 21 条 (従業者の監督)	1 件
合計 (注 2)	報告の徴収	計 50 件	第 20 条 (安全管理措置)	計 3 件
	勧告	計 1 件	第 21 条 (従業者の監督)	計 25 件
			第 22 条 (委託先の監督)	計 26 件

(注 1) 個人情報保護法 52 条および施行令第 12 条に基づき、内閣総理大臣が金融庁長官に権限を委任している。

⁴勧告の 1 件は、2005 年 4 月に約 124 万件の個人情報が記録された CD-ROM を紛失した銀行に対して金融庁が報告を求めたところ、個人データの移送、従業員への監督について個人データに係る安全管理措置等に重大な問題があると認められたため、2005 年 5 月、同行に対して個人の権利利益を保護するための十分な措置をとり、その措置を報告するように勧告を行ったものである。

(注2) 合計件数は、共管による重複分を除いた数値。

(出典：内閣府「平成17年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」)

d. 認定個人情報保護団体の取扱状況

2005年度末までに、主務大臣が認定した認定個人情報保護団体は30団体であった。認定個人情報保護団体が、個人情報保護法42条、および43条に基づき、対象事業者に対して行った取組み（説明・資料請求、指導、勧告、その他措置）および苦情の処理の状況⁵は図表12のとおりである。これを認定個人情報保護団体の苦情処理件数別に見ると、全国銀行個人情報保護協議会が半数以上を占めている（図表13参照）。

図表12 認定個人情報保護団体の取組状況（2005年度）

（単位：件）

所管府省	認定団体数	苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置
金融庁	8	237	55	1	135	1	0
総務省	3	114	59	0	0	0	2
厚生労働省	7	0	0	0	0	0	0
経済産業省	14	107	54	0	2	0	0
国土交通省	2	0	0	0	0	0	2
合計（共管団体の重複分を除く）	30	355	118	1	137	1	4

(注) 個人情報保護法第42条及び第43条に基づき、認定個人情報保護団体が対象事業者に対して行った取組（説明・資料要求、指導、勧告、その他の措置）及び苦情の処理について記載。

(出典：内閣府「平成17年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」)

図表13 認定個人情報保護団体別苦情処理件数（2005年度）

（単位：件、%）

認定団体名	件数	割合
全国銀行個人情報保護協議会	181	51.0%
財団法人日本データ通信協会	103	29.0%
社団法人生命保険協会	25	7.0%
社団法人日本損害保険協会	22	6.2%
財団法人放送セキュリティセンター	11	3.1%
全国信用情報センター連合会	6	1.7%
認定法人日本証券業協会	3	0.8%
社団法人全日本ギフト用品協会	2	0.6%
クレジット個人情報保護推進協議会	2	0.6%
合計（共管団体の重複分を除く）	355	100.0%

(出典：内閣府「平成17年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」)

⁵認定個人情報保護団体における苦情処理件数の集計であり、地方公共団体、および、国民生活センターに寄せられた苦情相談件数を示した図表5～7とは件数が異なる。

(2) 国民生活センターによる実態調査

a. 苦情相談件数

独立行政法人国民生活センターについては、その苦情相談口としての役割が個人情報保護法基本方針に記載されている。国民生活センターにおいても、2006年6月に個人情報保護法全面施行後1年間の相談窓口における相談動向・相談事例等をまとめており、以下、その内容を紹介する。

図表14のとおり、2005年度に国民生活センターに寄せられた個人情報に関する相談は14,154件であった。

図表14 苦情相談件数（2005年度） （単位：件）

国民生活センター登録件数（注1）	12,856件
内閣府登録件数（注2）	1,298件
合計	14,154件

（注1）全国の消費生活センターから国民生活センターに伝送されて登録されたものである。個人情報相談窓口を開設している消費生活センター等が受付けた苦情相談データのみを収集している。以下、このデータをもとに分析した。

（注2）全国の個人情報保護条例の相談担当部局等から内閣府に伝送されて登録されたものである。個人情報相談窓口を開設している個人情報保護条例の相談担当部局等が受付けた苦情相談データのみを収集している。

（出典：国民生活センター「個人情報保護法施行後1年間の相談概要について」）

図表15のとおり、苦情の相談内容は、不適正な取得に関するものが50.0%と一番多く、次いで漏洩・紛失が25.6%、同意のない提供が15.0%であり、傾向は内閣府による実態調査とほぼ一致する。

図表15 苦情の相談内容（複数回答） （単位：件、%）

相談内容		件数	割合
不適正な取得	不正な手段によって個人情報を取得しているとの相談	6,433	50.0%
漏洩・紛失	個人情報が外部に漏えいしているとの相談	3,293	25.6%
同意のない提供	個人情報をあらかじめ本人の同意を取らないで第三者に提供していると思われる相談や共同利用の手続きに不備がある相談	1,928	15.0%
目的外利用	事業者が本人に対して利用目的を知らせていない相談や、利用目的以外に個人情報を利用している相談	1,582	12.3%
開示等	開示・訂正等・利用停止に関する相談	740	5.8%
苦情等の窓口対応	事業者の窓口対応に関する相談	663	5.2%
情報内容の誤り	情報内容に誤りのある個人情報を利用している相談	248	1.9%
委託先の監督	従業員や委託先の監督が適切ではないとの相談	188	1.5%
オプトアウト違反	オプトアウト（本人の求めにより個人情報の第三者提供を停止すること）に関する相談	88	0.7%
その他	法律の定義や適用に関する相談等	1,769	13.8%

(注) 割合は国民生活センター登録件数 12,856 件を 100%とした構成比である。

(出典：国民生活センター「個人情報保護法施行後 1 年間の相談概要について」)

b. 苦情相談の具体事例

2005 年度に国民生活センターに寄せられた個人情報保護に関する苦情相談の具体事例は図表 16 のとおりである。

図表 16 苦情相談の具体事例

分類	具体事例	
個人情報の取得元や流通経路に関する相談（「不適正な取得」・「同意のない提供」）	事例 1	<p><引越し先に突然届いたゴールドカードの申込書> 夫宛に、信販会社からゴールドカードの申込の DM が 3 ヶ月前に引っ越したばかりの新住所に届いた。ゴールドカードの申込書のため、資産や夫の勤続年数などの個人情報も取得されているのではないかと気味が悪い。どこからこのような情報を取得しているのか知りたい。（30 歳代・女性・家事従事者）</p>
	事例 2	<p><オプトアウトのために取得元を聞いても答えない名簿業者> 未公開株の電話勧誘があったので、個人情報の取得元を聞き、個人情報を削除するために取得元の名簿業者に連絡した。当該名簿業者に個人情報の削除と取得元の開示を求めたところ、当該名簿業者の保有する個人情報の削除には応じるが、取得元については機密事項であり教えられないと拒否された。オプトアウトを申し出るためには、どの事業者が個人情報を保有しているのかを知らなければならないのに、取得元を教ええないのは、個人情報保護法違反ではないのか。（30 歳代・男性・給与生活者）</p>
	センターコメント	<p>個人情報保護法では、保有個人データに限って開示請求に応じる義務を個人情報取扱事業者に課している。したがって、個人情報の取得元や流通経路が、保有個人データとして取り扱われている場合には開示の対象となるが、そうでない場合には個人情報保護法上、開示義務があるとまではいえない。</p> <p>どのような情報が保有個人データとなっているか、消費者からは把握することも困難なため、消費者が自己の情報の流通経路を知ることは容易ではない。</p> <p>第三者提供を希望しない場合には、その旨を当該事業者に直接伝え、オプトアウトを申し出ることも有効である。しかし、相談にもあるように、流通経路を知り得ないことから、どの名簿を元に個人情報を取得したのか分からず、結果的にオプトアウトが利用できないケースも目立っている。</p>
個人情報の漏洩に関する相談（「漏洩・紛失」）	事例 3	<p><個人情報の漏洩を公表しない書籍販売サイト> 書籍の販売サイトを利用していた。突然、当該サイトより「昨年 11 月に個人情報を漏洩した」という趣旨のお詫びの文書が届いた。3 ヶ月近く経過しており、なぜ今頃になって手紙が届くのだろうか。また、当該サイトは、漏洩の事実を公表していないが、マスコミなどでの社告の必要はないのか。個人情報の漏洩後の対応等については法律で決まっていないのか。（40 歳代・女性・家事従事者）</p>

分類	具体事例	
	事例 4	<p><カルテの紛失を公表しない病院> 通院している病院から、検査報告書を紛失したという通知が届いた。研究員が電子カルテをプリントアウトし帰宅途中で紛失したとある。通知では、責任の所在が明らかにされておらず、ホームページ等での公表もない。病院に問い合わせたところ、自治体の担当課には報告したが、担当省庁には報告していないと言われ、きちんと指導されるのか不安である。病院に対して、何を求めることができるのか。損害賠償は可能なのか。検査報告書には、名前や年齢、診断結果、臨床結果、臨床所見、病歴が書かれている。(30歳代・女性・給与生活者)</p>
	センターコメント	<p>行政機関や認定個人情報保護団体への個人情報の漏洩事故の報告や公表のあり方については、個人情報保護法上ルール化されてはいない。医療分野等のようにガイドラインや業界団体の自主基準、各種業法等で主務大臣への報告など漏洩後の対応等について定められている分野もある。ただし、具体的にどのような対応をとるかについては事業者の自主的な判断に委ねられている。</p> <p>したがって、漏洩事故が発生した事実を消費者が把握できない場合もあり、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要であろう。</p>
利用目的に関する相談（「目的外利用」）	事例 5	<p><賃貸借契約後に求められた運転免許証等> マンションの賃貸借契約を結んだ後に、大家から運転免許証と健康保険証のコピーを求められた。契約者がどういった人か知りたいというのが理由らしいが、これら 2 つの情報で契約者の信用性を判断できるとは思えない。提出する必要があるのだろうか。個人情報保護法では、利用目的はできる限り特定しなければならないはずだ。(不明・男性・給与生活者)</p>
	事例 6	<p><利用目的がきちんと明示されなかった旅館> 旅館に泊まる際に、宿帳に氏名や連絡先等の個人情報を記入した。その際、DM等の案内の可否を問う欄があったので「可」とした。その後、携帯電話にリゾート会員権の勧誘電話が突然かかってきたので、個人情報の取得元を問いただすと、この旅館だと言われた。旅館の責任者に問い合わせたところ、宿帳に記入した情報は本社で管理されグループ会社内で利用しているが、グループ会社内での利用なので全く問題はないという態度で、十分な説明もなかった。宿帳の記入時には、第三者提供やグループ会社内での利用については一切触れられていなかった。(40歳代・男性・自営・自由業)</p>
	事例 7	<p><同意書の提出を拒否したら残債の返済を求めた金融機関> 父が事業のために、自治体と民間金融機関が協調して行う融資制度を利用して長年借入れをしている銀行から、契約の更新時に個人情報の取扱いに関する同意書を提出するように言われた。同意書には、返済が滞った場合、家族の情報（預金残高・住所・氏名・生年月日・続柄）を債権管理回収業者に提供するとある。私を含め保証人でもない家族の情報がなぜ提供されなければならないのか納得できなかったので、銀行に苦情を申し出たところ、同意書は顧問弁護士と相談の上で作成しており、提出できないのであれば、契約の更新はできないので、残債の返済も検討するように言われた。(20歳代・男性・給与生活者)</p>

分類	具体事例	
センターコメント		消費者としては、契約の申し込みやアンケートの記入など、個人情報を記載し事業者へ提供する前に、当該事業者がどのようにその個人情報を利用するのかを確認し、納得できる内容かどうかを確かめた上で個人情報を提供するようにすることが大切であろう。特に、「解約後や契約不成立の際に個人情報がどのように扱われるのか」、「どのような場合に個人情報の利用停止や削除等に応じているのか」といった点や、第三者提供の有無などについても確認しておく、トラブルになりにくいと思われる。
販売促進活動に利用される個人情報の取扱いに関する相談（「開示等」・「同意のない提供」・「目的外利用」）	事例 8	＜投資用マンションのしつこい電話勧誘＞ 知らない不動産会社からの投資用マンションに関する電話勧誘がしつこい。複数の担当者から勤務先や自宅にかかってくる。購入する意思がないことをそのつど伝えているが、しつこく電話がかかってくることで迷惑している。個人情報を削除してほしい。また、勧誘電話を止める方法を知りたい。（40歳代・男性・給与生活者）
	事例 9	＜頻繁に届くヤミ金融などのダイレクトメール＞ 利用したことのないヤミ金融からのダイレクトメールが頻繁に届いたり、法務局を名乗る不審なハガキが届く。自分の個人情報が、知らないところで転々と流通しているようで不安である。本人からの求めがあれば、個人情報を削除するようにしてほしい。（不明・男性・不明）
センターコメント		個人情報保護法では、当該個人情報取扱事業者が定めた利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合や、偽り等の不正な手段により個人情報を取得した場合に限り、事業者は利用停止等に応じていなければならないとなっている。したがって、このような事情がない場合には、個人情報保護法上、利用停止等に応じて義務までは生じない。したがって、電話勧誘については従来通り再勧誘を禁止している特定商取引法や、迷惑な方法等による勧誘を禁止している宅地建物取引業法、商品取引所法等の電話勧誘販売に関する規制を活用することになる。契約の意思がない場合には、契約はしない旨をはっきりと伝え、手短かに電話を切ることも大切である。

（出典：国民生活センター「個人情報保護法施行後1年間の相談概要について」をもとに作成）

(3) 損害保険協会による実態調査

a. 苦情相談件数

認定個人情報保護団体である損害保険協会は、2006年6月に、認定個人情報保護団体としての取り組みを「平成17年度認定業務に関する実施報告」としてまとめた。以下その報告より苦情処理について紹介する。

2005年度、損害保険協会においては苦情22件、相談100件の受け付けを行った。図表17のとおり、損害保険協会が受け付けた苦情22件のうち、保険会社の機微情報の取得に関するものが5件、第三者提供の制限に関するものが3件、情報の開示に関するものが3件であった。

図表 17 苦情相談内容 (単位：件)

利用目的の特定 (15 条)	0 件
利用目的による制限 (16 条)	0 件
適正な取得 (17 条)	0 件
その他	22 件
従業者の監督 (21 条)	(2 件)
委託先の監督 (22 条)	(1 件)
第三者提供の制限 (23 条)	(3 件)
情報の開示 (25 条)	(3 件)
情報の訂正等 (26 条)	(1 件)
情報の利用停止等 (27 条)	(0 件)
保険会社による機微情報の取得	(5 件)
その他	(7 件)
合計	22 件

(注) () 内は、個人情報保護法における対応条文

(出典：損害保険協会「平成 17 年度認定業務に関する実施報告」)

b. 苦情処理

損害保険協会で受付けた苦情は、対象事業者の本社宛に対応の依頼を行い、図表 18 のとおり、2006 年 3 月末時点で 18 件が解決、未解決が 3 件、苦情の解決が極めて困難であり解決不能として対応を打ち切ったものが 1 件となっている。

なお、対応を打ち切った事案については、損害保険協会の苦情処理業務に関する規定に基づき、弁護士等の第三者に意見を求め、その意見を踏まえて対応を行っている。

図表 18 苦情処理件数 (単位：件)

本年度受付件数	22 件
うち解決件数	18 件
うち第三者機関等を用いずに解決	2 件
うち未済件数	3 件
うち解決不能件数	1 件

(出典：損害保険協会「平成 17 年度認定業務に関する実施報告」)

c. 苦情相談の具体事例

苦情 22 件を申立人別に見ると、交通事故被害者からの苦情が 17 件、保険契約者からの苦情が 5 件であった。損害保険協会に寄せられた個人情報保護に関する苦情相談の具体事例は図表 19 のとおりである。

図表 19 苦情相談の具体事例

【保険会社による機微情報の取得】

- ・ 同意書を提出していないのに保険会社の担当者が病院から診断書等を入手した。(被害者からの申立て)

- ・ 保険会社に同意書を提出したが、治療を受けた医療機関だけでなく、関係のない医療機関にも医療照会された（契約者からの申立て）。

【第三者提供の制限】

- ・ 保険会社が加害者の上司に示談交渉の状況を話してしまった。（被害者からの申立て）
- ・ 自動車修理を依頼した工場から自分の携帯電話に電話があった。保険会社が自分に無断で教えたに違いない。（被害者からの申立て）

【その他】

- ・ 書類一式を勤務先に送付するよう依頼したのに、自宅の住所に届いた。保険会社に自宅の住所は教えていない。（被害者からの申立て）
- ・ 損害保険料控除証明書はがきの表面に明記されている「加入団体名」「所属コード」等は個人情報に該当するのではないか。（契約者からの申立て）

（出典：損害保険協会「平成 17 年度認定業務に関する実施報告」）

4. 今後の検討課題

(1) 国民生活審議会における検討

個人情報保護法基本方針において、内閣府は法の施行状況について法の全面施行後 3 年を目安として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること、このため国民生活審議会は法の施行状況のフォローアップを行うこととされ、現在、第 20 次国民生活審議会個人情報保護部会で検討が進められている。

2006 年 2 月の第 2 回部会から 2006 年 6 月の第 8 回部会までは、個人情報取扱事業者、認定個人情報保護団体、地方公共団体等、27 団体および 2 委員から、個別企業、団体、業界毎の個人情報保護の取組実態、問題事例、課題、意見、諸外国の法制度の運用実態等がヒアリングされた。今後は、民間団体・関係省庁などから制度の主な論点についてのヒアリング、論点整理、主な検討課題の整理を行い、2007 年夏には個人情報保護制度見直しに向けた取りまとめを行う予定である。

2006 年 7 月の第 9 回個人情報保護部会では、「個人情報保護に関する主な検討課題（案）」（以下「個人情報保護検討課題」）が提出され、現時点での現状認識、および今後の検討課題が示されている。以下、その内容を紹介する。

a. 個人情報保護取組みの事業者ごとの格差

個人情報保護に真摯に取り組み、負担を感じている事業者が存在する一方、法律への対応が不十分な事業者も存在する。

b. いわゆる「過剰反応」について

個人情報保護上、本人の同意を得る必要がない個人情報の第三者への提供についても、法律を誤解し提供を控えるような、いわゆる「過剰反応」が生じている。

自治会や同窓会の名簿等は、本人の同意を得ること、またはオプトアウトの活用により作成・配布ができるが、このような手続きが負担に感じられること等から名簿の作成を取りやめる場合がある。

c. 広報啓発

いわゆる「過剰反応」に対応して、内閣府は法の解釈や運用基準を明確化し、また、関係省庁は分野ごとのガイドラインやその解説等の必要に応じた見直し等を行うとともに、その周知徹底を図る必要がある。

d. 個人情報取扱いの体系

個人情報保護法では、分野に関わらず全ての個人情報を同様の取り扱いとしているが、性質および利用方法に鑑み格別の措置が必要な分野もあるのではないかと。

e. 個人情報取扱事業者の範囲

自治会や同窓会等をどのように考えるか。一方、5,000 を超える個人情報を保有しない事業者が、法律の義務の対象から除外されていることをどのように考えるか。

f. ガイドラインのあり方

実態に即して、法の解釈や弾力的な運用等を明確にすべきものはないか。事業分野の実情に応じてガイドライン等を策定しているため、ガイドライン等の規定がある程度異なるのはやむを得ないが、共通化できるものもあるのではないかと。

g. 事業者に対する支援

プライバシーマーク⁶等の活用は、事業者の個人情報保護の取組を促進する上で有益だが、情報管理コスト等の負担感をどのように考えるか。

h. 取得・利用

個人情報の取得やダイレクトメール等の利用が困難になるなど、事業活動への影響には、どのような対応が考えられるか。

i. 安全管理措置

安全管理措置はどこまで実施すべきか。情報漏洩等のリスクは事業者によって異なるため、直面するリスクを踏まえた安全管理措置を講じることが必要ではないかと。

従業員への誓約書で個人情報保護を名目として営業秘密の保持や損害賠償の請求等の規定を盛り込む事例が見られることについて配慮が必要ではないかと。

⁶事業者が個人情報保護に関する JIS (JIS Q 15001:1999 個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項) に適合し個人情報の取扱いを適切に行うための体制を整備しているか、第三者機関である財団法人日本情報処理開発協会が、審査し、適合している者についてはプライバシーマークの使用を許諾する制度。

j. 市販の名簿への対応

市販の名簿等についても、他の個人データと同様に管理することとされているが、このような名簿については、事業者の現実的な管理可能性を踏まえた取扱いが検討できないか。

k. 第三者提供の制限

委託や合併、共同利用において、利用目的や利用者の範囲等が広くなりすぎないようにすべきではないか。

l. 事業者が定める利用目的

個人情報保護法上、事業者が定める利用目的はできる限り特定することとされているが、定款等に記載された事業をすべて掲げるなど、事業者が定める利用目的等の範囲が広すぎる場合があり、改善が必要ではないか。

m. 個人情報の取得元の開示

個人情報保護法では、本人に対して、個人情報の取得元を明らかにすることまで求めているが、どのような対応が考えられるか。

n. 個人情報の停止・消去

個人情報保護法では、本人の求めによる個人情報の利用停止・消去は、不正に取得した場合など、法違反があった場合に限られているが、このような整理で適切か。

o. 認定保護団体の機能等

認定個人情報保護団体の機能強化が必要ではないか。
諸外国に見られるような中立的な第三者機関は必要か。

p. 国際的な整合性

我が国の法律では、諸外国と異なり、国際的な情報の移転に関しルールが定められていないが、どのように考えるか。

q. 死者に対する個人情報保護の在り方

現行法は生存する個人に関する情報のみを保護の対象としているが、どのように考えるか。

(2) 日本弁護士連合会の意見書

第 9 回個人情報保護部会に提出された日本弁護士連合会の「個人情報保護法制の改正に関する意見書」では、個人情報保護法改正に関して次のような意見が述べられている。

- 個人情報の種類・性質、開示範囲、利用目的等の要素を踏まえたうえで、個人情報を利用することによって得られる利益と利用しないことによって保護される利益について利益衡量すべき
- 公人や公表情報に関する個人データと、利益衡量を行ったうえで相当な場合の個人データは、第三者提供の制限の例外規定とすべき
- 個人情報保護法に個人情報漏洩罪を新設する改正は行うべきではない。医療、金融・信用、情報通信等の個別法を新たに制定し、その中で罰則の新設の是非を含めて検討すべき
- 公務員の職務遂行にかかる、当該公務員の氏名その他の個人情報は利用および提供の制限の例外とすべき

(3) 情報漏洩罪

個人情報保護法には個人情報の漏洩に関する罰則はない⁷。

現在、自民党では個人情報保護法を改正し、いわゆる「情報漏洩罪」を設ける検討が進められている。これは、個人情報を漏らした企業の従業員に 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金を課すもので、情報漏洩罪検討チームの座長を務める谷本衆議院議員はウェブサイトで、「企業内部の人間による情報漏洩事件は、現在でも頻発しており、その情報が売買され、振り込め詐欺などの犯罪にも利用されている。個人情報を保護するためには、企業側の管理責任だけでなく、悪意を持って個人情報を漏洩する行為者本人を罰則する法律がどうしても必要である。」⁸と情報漏洩罪の必要性を述べている。

これに対して、個人情報漏洩事案の中で、意図的な個人情報漏洩事案はごくわずか

⁷個人情報保護法における罰則は 56 条から 59 条に定められているが、勧告・命令違反（56 条）、報告しない・虚偽の報告（57 条）、認定業務廃止の届出をしない・虚偽の届出（58 条）、認定個人情報保護団体の名称使用制限違反（59 条）などに関するものである。

⁸谷本たつや衆議院議員ウェブサイトより

であり、情報漏洩罪の制定が個人情報漏洩の抑止力となるのか疑問視する声もある⁹。

5. おわりに

内閣府による実態調査で、認定個人情報保護団体別の苦情処理件数 355 件のうち、全体の約 3 分の 2 に相当する 237 件が金融・信用の分野の苦情処理であった。認定時期の相違があり単純な比較はできないが、この調査で、認定個人情報保護団体のうち、苦情の処理件数が二桁だった団体は 5 団体にすぎず、全国銀行個人情報保護協会に寄せられた 181 件は苦情は別格としても、損害保険協会へ寄せられた苦情件数 22 件は比較的多い苦情件数である。

損害保険協会に寄せられた 22 件の苦情を見ると、相談内容は、国民生活センターにおける苦情処理と同様に、不適切な取得や、同意のない提供についての苦情が多かったが、申立人別では、交通事故被害者からの苦情が相当量を占めている。また、苦情相談の具体事例でも保険事故処理に関するものがほとんどであり、内容も、国民生活センターで挙げている苦情の具体事例とは類似しておらず、業界特有のものである。

個人情報保護法の改正については依然不透明だが、こうして、苦情が集中する分野があることや、個別分野ごとに苦情の内容が異なること、などを踏まえれば、今後は、個別分野ごとの特性を踏まえたガイドライン等の改正が一つの方向性として考えられる。

<参考資料>

- ・国民生活センター『個人情報保護法施行後 1 年間の相談概要について』
- ・損害保険事業総合研究所『諸外国における防犯・防災対策の実態』（2005.3）
- ・社団法人日本損害保険協会『平成 17 年度認定業務に関する実施報告』
- ・堀部政男『世界の個人情報保護法と日本』「都市問題研究第 58 巻」（都市問題研究会、2006.1）
- ・平松毅『個人情報保護の諸原則と EU の個人情報保護指令』「都市問題研究第 58 巻」（都市問題研究会、2006.1）
- ・内閣府『平成 17 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要』

<参考サイト>

- ・金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/>
- ・日本情報処理開発協会ウェブサイト <http://www.jipdec.jp/>
- ・日本損害保険協会ウェブサイト <http://www.sonpo.or.jp/>
- ・谷本たつや衆議院議員ウェブサイト <http://www.t-tanimoto.net/index.html>
- ・内閣府国民生活局ウェブサイト <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>
- ・内閣府首相官邸ウェブサイト <http://www.kantei.go.jp/index.html>

⁹「個人情報保護法制の改正に関する意見書弁護士連合会意見書」(2006.7.20)より